

堺市立ビッグバン
指定管理者募集要項

令和8年 月
堺 市

目 次

I. はじめに	3
II. 施設の設置目的	3
III. 事業内容に関する事項	3
1. 施設の名称、場所、設置年月、施設の規模等	3
2. 指定管理者が行う業務の概要	6
3. 管理の基本的事項	10
4. 指定期間（予定）	10
5. 自主事業	10
6. 管理経費等	11
7. 利用料金等	13
8. 管理の基準	14
9. 基本事業計画書及び年度事業計画書	17
10. リスク（責任）分担について	18
11. 管理運営に伴う租税について	18
12. 保険加入	18
13. 業務の第三者への委託	19
14. 市の指示等	19
15. 定期会議の開催	20
16. モニタリング等	20
17. 管理業務の報告	20
18. 管理業務の継続が困難になった場合の措置	21
19. 引継ぎ等	22
20. 管理業務に関する評価	22
IV. 募集手続に関する事項	22
2. 応募資格等	23
3. 欠格事項	25
4. 選定対象除外	26
5. 応募手続	26
V. 提出書類に関する事項	29
2. 書類の提出	29

VI. 選定及び指定に関する事項	32
2. 選定結果の通知等	32
3. 指定管理者の指定等	32
4. 協定に関する事項	32
VII. その他	33
2. 添付資料	33

I. はじめに

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、堺市立ビッグバン条例（令和 2 年条例第 44 号。以下「ビッグバン条例」という。）第 14 条に基づき、堺市立ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

II. 施設の設置目的

ビッグバンは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童厚生施設であり、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等による子どもの健全な育成に関する活動を支援することを目的に設置されている施設です。

本市、大阪府、地権者等で構成される泉北ニューデザイン推進協議会では、泉ヶ丘駅前地域の活性化に向けた行動指針として「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」（平成 23 年 3 月策定、平成 27 年 1 月改訂）を策定し、令和 7 年 8 月には、更新版として「IZUMIGAOKA Next Design（泉ヶ丘ネクストデザイン）」（募集要項別紙 1）を策定しています。このビジョンでは、ビッグバンや後背地（樹林帯）及び泉ヶ丘公園（令和 10 年度開設予定）を「こどもコア」として位置づけ、「こどもが一日中たのしく遊び、学べ、親も楽しく子育てできる場」とすることを将来像としています。

また、令和 3 年 5 月に策定した「SENBOKU New Design（泉北ニューデザイン）」（募集要項別紙 2）では、ビッグバンと泉ヶ丘公園（令和 10 年度開設予定）の一体的活用により、魅力あふれる良好な子育て環境を創出することを取組方針として掲げています。

さらに、令和 4 年 3 月に策定した「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」（募集要項別紙 3）では、泉ヶ丘エリアが昨今の教育で求められている協調性や社会性も身に付けられる場とし、保護者が子どもを育てる「子育て」と子どもたち自らが活動する「子育て」の両面から、保護者が安心できること、子どもたちが能動的に活動できる場とすることを将来像としています。

これらの設置目的や計画等を達成するため、指定管理者が有するノウハウやネットワーク、実績を最大限活用した事業展開による魅力的な施設運営、中学生・高校生の放課後利用等に向けた機能の充実、さらに施設内のみにとどまらず後背地や泉ヶ丘公園を活用したイベントの実施などソフト事業への展開等を求めます。

III. 事業内容に関する事項

1. 施設の名称、場所、設置年月、施設の規模等

(1) 施設の名称

堺市立ビッグバン

(2) 設置場所

堺市南区茶山台 1-9-1

(3)設置年月日

令和3年4月1日

※平成11年6月23日に大阪府立大型児童館ビッグバンとして開館

令和3年4月1日に大阪府から堺市に移管

(4)施設規模

①敷地面積：ビッグバン敷地 : 26,491 m²

後背地 : 15,129 m²

泉ヶ丘公園の一部：約 800 m²

②建築面積：6,530 m²

③延床面積：13,016 m²

(5)施設構成

①屋内施設

- ・本館（地上5階地下1階建、鉄骨鉄筋コンクリート造、2,600人収容）
- ・こども劇場（平家建、鉄骨鉄筋コンクリート造、300人収容）
- ・遊具の塔（地上8階建、鉄骨造）

②屋外施設

- ・交流広場
- ・ちょっとバン

（展望広場部分 230 m²は整備済、泉ヶ丘公園部分約 800 m²が令和9年度末完成予定）

- ・後背地
- ・駐車場

(6)施設内容

①屋内施設

屋内施設	概要
本館 1 階 【コスモポート (648 m²) 】	・インフォメーション (チケット売場) ・いこい広場 (軽食喫茶コーナー) ・フォトゾーン ・えほん広場／あかちゃん広場 ・ミュージアムショップ (売店) ・ビッグワニタンステップ (トリックアート階段) ・保健室 (25 m²) 等 ※ビッグワニタンステップを除き無料開放
本館 2 階 【スペースファクトリー (876 m²) 】	・あかちゃん広場 ・ワニタンモール (おみせやさんごっこ) ・ベアルの修理工房 (自由工作コーナー) ・ふわふわの丘広場／授乳室 (2 m²) ・スペースキッチン ・研修室 (スタッフ使用) 等
本館 3 階 【アストロキャンプ (897 m²) 】	・マチカネワニの生体／骨格 ・ジャングルの冒険 ・アストロゲート ・木育コーナー ・ワニタンの音広場 ・休憩室 (144 m²) ／バルコニー ・授乳室 (28 m²) 等
本館 4 階 【おもちゃスペースシップ(1,558 m²) 】	・スリップトンネル ・昭和 30 年代の街並み ・ほしのみち ・スペースエクスプロレーションエリア ・スペーススタディエリア ・スペースプラザ ・おもちゃタイムトンネル ・スタッフルーム (25 m²) 等
こども劇場 (608 m ²)	・舞台及び客席を同一平面で構成 ・劇やショー等のイベントを実施
遊具の塔	・4 階～8 階を使ったジャングルジム ・ジャングルジム内には 17 種類の垂直遊具を設置

②屋外施設

屋外施設	概要
交流広場（2,683 m ² ）	こどもたち相互間及び地域住民等との交流を図るイベント広場
ちょっとバン （展望広場 230 m ² ） （泉ヶ丘公園 890 m ² ）	・屋外のこどもの遊びや交流を図る冒険遊び場 ・展望広場（後背地内）に1箇所（事務所、倉庫等あり） ・泉ヶ丘公園内に1箇所（事務所、倉庫等あり）※令和9年度末完成予定
後背地（15,129 m ² ）	・ちょっとバン及び敷地内通行道等として利用
駐車場（交流広場の1階部分）	・平面駐車場：48台 （うち障害者用5台、ゆずりあい駐車区画4台） ・立体駐車場：56台 ・団体バス平面駐車場：3台

2. 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細は募集要項別紙4「業務仕様書」中「IV.業務内容」に記載のとおりとします。

(1)施設の運営に関する業務

- ア 利用料金等の設定・収受に関する業務
- イ 総合受付・案内等に関する業務
- ウ 駐車場・駐輪場の管理運営業務
- エ 館内展示、イベント及び屋外活動等の企画運営業務
- オ 子育て支援業務
- カ 集客及び広報・プロモーション業務
- キ 開館時間及び休館日の設定に関する業務

(2)施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守点検業務
- ウ 展示設備等維持管理業務
- エ 執務環境等測定業務
- オ 外構・植栽維持管理業務
- カ 警備業務
- キ 知的障害者等の就労支援を目的とした清掃等業務

(3)後背地及び泉ヶ丘公園との一体活用に関する業務

「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」（募集要項別紙3）を踏まえ、後背地及び泉ヶ丘公園の樹林地を活用した里山保全に関するイベントや濁池を使ったカヌー教室、屋内で

設計・製作したロケットやドローンを屋外で飛ばすなど、遊びを通じて学びを体験できるようなイベントを年間4回以上実施してください。

公園、池、里山、緑地などの地域資源を単なる活動場所としてではなく、参加者が実際に観察し、触れ、動き、測定し、記録し、比較し、考察するための「学びの場」や「教材」として活用することを期待します。

イベントの内容については、科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・創造性 (Arts)、数学 (Mathematics) など、複数の分野を横断的に活用しながら、参加者が自ら課題を発見し、考え、試行錯誤し、他者と協働して解決に取り組む「STEAM教育」の考え方を重視します。科学実験やプログラミングを体験するだけでなく、身近な生活、地域社会、文化、自然、環境、ものづくり、表現活動、スポーツなどを題材として、知識と実体験を結び付けるイベントを提案してください。

(4) 中学生・高校生の放課後利用等に向けた機能拡充業務

以下に記載した例を参考に施設利用者層の拡大を図ってください。

- ・ こども劇場での音楽・ダンス・スポーツ活動などの利用
- ・ 談話スペースの設置
- ・ 学校やクラブ活動でのこども劇場の貸し出し利用
- ・ スペースキッチンでの料理教室の開催
- ・ 児童（18歳未満）が学習できる図書の配架など

(5) 施設の企画等に関する業務（自主事業②）

ア 自動販売機の設置

イ 売店の運営

(6) その他の業務

ア 事業計画の策定

イ 事業報告書の提出

ウ 人員配置

エ 施設の運営準備

オ 運営マニュアル等の作成及び研修

カ 緊急時等への対応

キ 関係機関等との協議

ク 保険加入

ケ 業務の引継ぎ

コ 市の業務への協力

サ 市との協議

シ 個人情報の安全管理措置

(7) 特記事項

① 児童厚生施設（その他児童館）の運営

- ・ 児童福祉法、ビッグバン条例（募集要項別紙5）、堺市立ビッグバン条例施行規則（募集要項別紙6）など関係法令、条例、規則等の規定を遵守してください。なお、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人以外の者が運営する場合の要件は、児童館の設置運営要綱（平成2年8月7日厚生省発児第123号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）に示されていますので、特に注意してください。
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する児童の遊びを指導する者を配置することが必要です。

② 泉ヶ丘公園の工事について

- ・ 令和9年度は、泉ヶ丘公園の整備工事を実施します。当該工事の中でちょっとバン（泉ヶ丘公園内）の事務所、倉庫等を整備する予定です。完成後は、指定管理者により管理する必要があります。
- ・ 公園の整備工事に伴い、指定管理区域内に工事フェンス等安全対策施設の設置や迂回路等通行機能の確保が必要となった場合、公園の整備工事に協力してください。

③ 施設の改修工事について（詳細は募集要項別紙7参照）

- ・ 令和9年度にこども劇場舞台照明設備の改修を実施します。改修工事に伴い、こども劇場は2か月程度（メンテナンス休館含む）閉鎖します。
- ・ 令和9～10年度に交流広場昇降機設備の改修を実施します。工事期間中2か月程度（メンテナンス休館含む）は当該昇降機を使用できません。必要に応じて、来館者に向けた誘導サイン設置等の対策を講じてください。
- ・ 令和10年度以降にビッグバン本館昇降機設備の改修を実施します。既設2基が改修の対象となりますが、工事は交互に実施するため、本館で昇降機が使えない期間は発生しません。
- ・ 上記すべての期間において、工事中の休館は予定していませんので、必要に応じて安全対策等を講じてください。

④ 駐車区画の増設工事について、平面駐車場では、メンテナンス休館の期間において駐車区画の増設（15台程度）工事を予定しています。なお、工事中の休館は予定していませんので、必要に応じて安全対策等を講じてください。

⑤ 駐車場のカメラ式ゲート及び精算機について

ビッグバン駐車場では、タイムズ株式会社のシステムを導入し、カメラ式ゲート及び事前精算機で管理しています。継続して当該システムを使用する場合は、タイムズ株式会社と協議が必要です。なお、本市とタイムズ株式会社との間で賃貸借契約等はありません。

⑥ WEBチケットシステム及び券売機について

ビッグバンのWEBチケットシステム及び券売機は、リンクティビティ株式会社

のシステム（以下「LINKTIVITYシステム」という。）を使用しています。現指定管理者とリンクティビティ株式会社の間で「券売機等レンタル契約」、「システムの保守管理に関する業務委託契約」及び「システム利用契約」を締結し、入退館管理及びチケットの販売を実施しています。

後記「4. 指定期間（予定）」に定める指定期間は、原則、LINKTIVITYシステムを継続して使用してください。継続して当該システムを使用する場合は、リンクティビティ株式会社と協議が必要です（システムを使用する場合の各決済手数料は決済ブランドにより異なります。【参考】現在の状況：チケットのWEB販売は、決済手数料を含んで販売価格の約5%程度です。券売機による現地販売は、クレジットカード決済が販売価格の約3～4%程度、QRコード決済が販売価格の約1.5～4.0%程度、現金決済は無料となっています。）。

指定管理料には、券売機等のレンタル料（賃借料）として年間約3,500千円、システム保守管理（委託料）として年間約2,650千円を見込んでいます。

なお、本市とリンクティビティ株式会社との間で賃貸借契約等はありません。

⑦知的障害者等の就労支援を目的とした清掃等業務

ビッグバンの清掃業務は、障害者の清掃訓練等を通じた障害者の就労支援業務として実施してください。（詳細は募集要項別紙4の仕様書別紙7参照）

⑧後背地の管理について

- ・敷地内通行道については、地域住民の通行のため常に開放してください。
- ・泉ヶ丘公園（濁池含む）は指定管理区域外ですので、当該地を活用して事業を実施する場合は、事前に泉ヶ丘公園事務所及び水利組合との調整が必要です。また、泉ヶ丘公園事務所及び水利組合の管理車両について、ビッグバン敷地内の通行及び指定の場所への駐車させる際は市と協議してください。

⑨ボランティアスタッフの登用について

現在の指定管理業務は、運営の一部をこどもたちの遊びを支援するボランティアと協働して行っています。今後も可能な限り、ボランティアと協働した運営に努めてください。（詳細は募集要項別紙4「業務仕様書」中のIV-4-ウ「人員配置」参照）

⑩ビッグバンキャラクターの著作権等について

ビッグバンのキャラクター「ワニタン」「メロウ」「ベアル」等については、東映アニメーション株式会社が著作権の管理を行っています。指定管理者は、これらのキャラクターをビッグバンの管理運営（広告宣伝等）のために使用することができますが、物品又はサービスを第三者に販売するなど、本著作物を有償で二次利用しようとする場合は、事前に本市及び同社と本著作物の利用条件について協議してください。

⑪近隣施設等との連携について

泉ヶ丘周辺の商業施設や教育機関等で構成される泉ヶ丘ライブタウン会議など、関連機関との会議等への参加に協力してください。

3. 管理の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本としてビッグバンの管理を行うこととします。

- (1) ビッグバン条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

4. 指定期間（予定）

指定期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間を予定しています。

この期間は、市議会の議決（令和8年12月頃）を経て決まりますので、留意願います。

5. 自主事業

指定管理者はビッグバン条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。

なお、実施に当たっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

また、自主事業には、①指定管理者が自ら企画提案して実施する事業（自主事業①）と、②市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求める事業（自主事業②）の2種類があります。

(1) 軽食喫茶コーナーの運営（自主事業①）

指定管理者の自主事業として、軽食喫茶コーナーの運営を行うことが可能です。実施に当たっては別途行政財産貸付の手続を行います。最低貸付料など詳細は募集要項別紙4「業務仕様書」中「V. 自主事業」を参照してください。

(2) その他施設の利用促進又はサービスの向上につながる自主事業（自主事業①）

施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又はサービスの向上につながる事業で、自主

事業②以外のものを行うことが可能です。実施に当たっては、指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。なお、提案内容により別途貸付料を徴収する場合があります。

(3) 自動販売機の設置、売店の運営（自主事業②）

指定管理者の自主事業②として、自動販売機の設置、売店の運営を行ってください。実施に当たっては別途行政財産貸付の手続を行います。最低貸付料など詳細は募集要項別紙4「業務仕様書」中「V.自主事業」を参照してください。

6. 管理経費等

(1) 会計年度

ビッグバンの管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

ビッグバンの管理に必要な経費は指定管理料として、収支計画書に提示のあった金額をもとに市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、ビッグバンの年間有料入館者目標は令和9年度が23万人、令和10年度が23.5万人、令和11年度が24万人、令和12年度が24.5万人としており、ビッグバンの管理に係る指定管理料の本市としての積算額は年間123,928千円（税込）です。（※）収支計画書は、当該積算額を上限とし、あらかじめ想定される税制変更及び各種経費の増減を見込んで作成してください。ただし、人件費（正規・非正規を含む）においては、社会一般の賃金水準に一定以上の変動が生じた場合、指定期間2年目以降の指定管理料を増減させます（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という。）ので、本制度の対象となる経費は制度の適用を前提として賃金水準の増加分を見込まずに積算してください。また、賃金スライド制度の対象外となる人件費（住宅手当や通勤費等）に増減がある場合は、必要額を積算の上、提案してください。詳細は「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引」を参照してください。指定管理料の算出に当たっては、消費税率を「10%」としてください。指定期間中に消費税率が引上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

（※）別途、突発的な修繕費として、概算払いで8,000千円／年を見込む。

<参考> 令和6年度から令和8年度までの指定管理料

（単位：千円、税込）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度（予算額）
指定管理料	104,940	104,940	104,940
展示改修費	7,220	40,660	80,414
その他 ※			2,000

※ 令和8年度は森林環境譲与税を活用した木材利用や普及啓発イベント等を実施。

(3) 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払い時期については、年4期に分割します。

詳細については募集要項別紙8「支払協定書」で定めます。

(4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

ア 人件費

イ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、広告料、保険料、キャッシュレス決済手数料等）

※ 施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。

なお、泉ヶ丘公園の整備工事、こども劇場舞台照明設備改修工事、ビッグバン本館昇降機設備改修工事、（本募集要項「2. 指定管理者が行う業務の概要」の(7)②③④）は市が実施します。

※キャッシュレス決済に要する経費には手数料や機器等が含まれます。

（指定管理料に含まれる経費にかかる補足事項）

①修繕費について

施設・設備・器具・備品・展示物等の更新及び修繕については、次のとおり取り扱うものとします。なお、指定管理者は、将来の大規模修繕費を抑制するため、適切に施設の維持修繕を行ってください。

ア 施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、損傷した場合又は予防保全を実施する場合において、その修繕が1件あたり1,000千円（税込）以下の修繕については、指定管理者の責任と費用負担において行ってください。1件あたり1,000千円を超える修繕については、事前に市と協議を行ってください。

イ 大規模修繕工事（資本的支出）については、市の責任と費用負担において実施することとします。

ウ 6-(2)に定める指定管理料と別に年間8,000千円（税込）を概算払により、指定管理料（応急修繕費）として支払います。緊急性のある修繕のうち、1件あたり1,000千円（税込）を超える修繕については、市と協議の上、当該指定管理料から支出し、年度終了後に、実績額との差額を市に返還するものとします。

エ 指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、予定価格にかかわらず、指定管理者の責任と経費負担で実施することとします。

(5) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、ビッグバンの入館料、駐車料金及び参加者負担金が指定管理者の主な収入となります。

＜参考＞令和 5 年度から 7 年度までの利用料金収入（単位：千円、税込）

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
156, 820	160, 630	160, 357

(6) 指定管理料・利用料金等の取り扱い

各会計年度の決算額において、総収入が総支出を上回った場合、収支差額の5割を市に納付することとします。

(7) 自主事業の実施に係る経費

- ・自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。
- ・自動販売機等を設置する場合は、別途貸付契約を締結し、貸付料が必要です。

(8) 経理事務

- ・指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。
また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。
- ・自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

7. 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

ビッグバンはビッグバン条例第 20 条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額はビッグバン条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。ただし、年間パスポートなど年度をまたぐ利用に係る料金収入については、日割りし次期指定管理者に引き継いでください。

(2) 利用料金の収受

利用料金は、前納が原則です。ただし、大型車等以外の駐車料金は、出庫までに徴収するものとします。

徴収方法については、現金またはキャッシュレス決済とします。決済事業者は、利用者の利便性の向上の観点から、選定してください。キャッシュレス決済に要する手数料は指定管理者が支払うものとし、市は負担しません。

(3) 利用料金の減免等

指定管理者は、ビッグバン条例第 20 条第 6 項の規定により市長が定める基準に従い、

利用料金を減額し、又は免除することができます。また、同条例第 20 条第 7 項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

現在の減免及び還付の基準は募集要項別紙 9 のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等を行いません。

(4) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

なお、指定管理者が共同企業体（企業グループ）の場合は、全ての構成団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出することが必要です。

(5) イベント及び屋外活動等の参加費等

指定管理者は、イベント及び屋外活動等の参加者から材料費やテキスト代等の実費相当分を参加費として徴収することができます

(6) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金を指定管理者に支払う（利用料金収入として計上する）こととなります。

8. 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

ビッグバンの管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

ア 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令

ウ 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）

エ ビッグバン条例（令和2年条例第78号）及び堺市立ビッグバン条例施行規則（令和2年規則第78号）

オ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

カ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成15年規則第22号）

キ 堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市行政手続施行規則（令和7年規則

第79号)

- ク 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び堺市火災予防条例（平成 20 年条例第 25 号）
- ケ 児童福祉法及び堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 69 号）
- コ こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）
- サ その他関連法規、要綱、要領、通知等

(2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、ビッグバン条例第 21 条第 1 項第 1 号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、指定管理者事業計画書（企画提案書）において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。なお、令和 8 年 7 月 1 日時点の開館時間及び休館日は、次のとおりとなっています。

ア 開館時間

午前 10 時から午後 5 時まで（入館は午後 4 時 30 分まで）

イ 休館日

- ・毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）
※春休み・夏休みは月曜も開館
- ・年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
- ・メンテナンス休館（1 月下旬及び 9 月上旬の平日 2 週間程度）
※ちょっとバンは水・土・日曜・祝日のみ開園

(3) 使用許可等

市民の施設利用に当たっては、地方自治法第 244 条第 2 項及び第 3 項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、ビッグバン条例第 8 条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、ビッグバン条例第 21 条第 1 項第 3 号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

指定管理者は、保護法上、「個人情報取扱事業者」に当たりますが、保護法第 66 条第 2 項により行政機関の長等の安全管理措置義務が準用されているため、行政機関と同様の安全管理措置義務を負います。よって、仕様書に定める安全管理措置を遵守してください。

なお、指定管理者は個人情報取扱事業者に対する罰則が適用されるとともに、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）が以下の不正行為を行った場合、保護法第 176 条又は保護法第 180 条の罰則が適用されます。

- ・ 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき（保護法第 176 条）
- ・ その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき（保護法第 180 条）

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例（募集要項別紙 10）第 36 条の 2（注：本市の出資法人の場合は、第 36 条）の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は募集要項別紙 11 のとおりです。

なお、当該規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者には、ビッグバンの管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただくとともに、市が指示する期間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成 28 年 3 月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

(9) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、障害者、高齢者、若者や就職氷河期世代等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入れするなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- ・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理

オ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は同条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、これらの取組に積極的に協力してください。

9. 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理運営方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- (2) 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- (3) 収支計画
- (4) 利用促進計画、サービス向上の方策
- (5) 広報・プロモーション計画
- (6) 第三者への業務の委託計画
- (7) 自主事業計画

- (8) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (9) 人材育成の考え方及び研修計画
- (10) 苦情、要望への対応
- (11) 個人情報の保護方針及び保護措置
- (12) 情報公開方針
- (13) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- (14) 目標設定と目標達成の方策
- (15) 緊急時対策

※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

10. リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は募集要項別紙 12 のとおりです。

なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11. 管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体（企業グループ）を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。

また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

12. 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険及び昇降機賠償責任保険に加入してください。

なお、建物火災保険（保険の対象に展示収蔵品含む）については、市の負担で加入します。新たな展示等により保険内容等の変更が生じる場合は、内容の見直しを行ってください。

保険内容等は下記のとおりとします。

ア てん補限度額

(施設賠償責任保険)

- ・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上
1事故全体のてん補限度額 10億円以上
- ・対物補償 1事故全体のてん補限度額 10億円以上

(昇降機賠償責任保険)

- ・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上
1事故全体のてん補限度額 10億円以上
- ・対物補償 1事故全体のてん補限度額 10億円以上

イ 被保険者名 堺市及び指定管理者

ウ 保険期間 指定期間と同じ期間とする。(年度ごとの加入でも可とする。)

13. 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、募集要項別紙13で示す業務については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市が承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、募集要項別紙13の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託することができます。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

14. 市の指示等

- (1) 市は施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます(地方自治法第244条の2第10項)。
- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます(地方自治法第244条の2第11項)。

15. 定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を、原則として毎月開催します。

16. モニタリング等

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

（調査項目の例）

- ア 施設利用者の構成（年齢、居住地など）
 - イ 遊具及びイベント等の利用者満足度
 - ウ スタッフの応対（言葉づかい、態度）
 - エ 利用者が施設に求めるサービス内容
 - オ その他指定管理者が必要と認める事項
- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。
- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

17. 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、2か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

- ア 収支状況（予算額、収入額・支出額、収支差額等）
- イ 利用料金の収入状況
- ウ 管理業務の実施状況
- エ 施設の利用状況（入館者数、駐車場利用台数（普通車、バス）等）
- オ 自主事業の実施・収支状況

- カ 利用者意見の聴取状況
 - キ 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
 - ク 事故、不祥事案、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
 - ケ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
 - コ 施設及び備品の状況（備品の異動や修繕に関する報告等）
 - サ 指定管理者及び市が設定した目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
 - シ その他市長が必要と認める事項
- (2) 指定管理者は、次の事項を内容とする定期報告書を市に対し毎月翌月末までに提出するものとします。ただし、収支状況については、四半期ごとに、各四半期終了後翌月末までに提出するものとします。
- ア 管理業務の実施状況
 - イ 収支状況（四半期ごと）
 - ウ 利用料金の収入状況
 - エ 施設の利用状況（入館者数、駐車場利用台数（普通車、バス）等）
 - オ 利用者意見の聴取状況
 - カ 事故、不祥事案、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
 - キ 自主事業計画書の軽微な変更の有無とその内容
 - ク 備品等の設置場所の変更の有無とその内容
 - ケ その他市長が必要と認める事項
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。
- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
 - イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
 - ウ 金融機関との取引が停止となったとき
 - エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差押えがなされたとき
 - オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
 - カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来す事態が生じたとき

18. 管理業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合
市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生

じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。

(2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

19. 引継ぎ等

(1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、ビッグバンの管理業務に関する市及び現指定管理者との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。なお、すでに利用予約があるものについては、そのまま引き継いでいただきます。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市もしくは、次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は市又は市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとします。

(3) 年間パスポートなど年度をまたぐ利用に係る料金収入の取扱いについては、「7. 利用料金等」の(1)に記載のとおりです。

20. 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただくとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

IV. 募集手続に関する事項

1. 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

公募の期間	令和8年7月23日（木）～9月24日（木）
図面の公開	令和8年7月27日（月）～8月10日（月）
応募説明会参加の受付	令和8年8月18日（火）～8月20日（木）
応募説明会の開催	令和8年8月24日（月）
質問書の受付	令和8年8月25日（火）～8月31日（月）
質問書の回答	令和8年9月8日（火）予定
応募書類の受付	令和8年9月10日（木）～9月24日（木）
審査（書類・面接）	令和8年10月9日（金）
指定管理者候補者選定結果通知	令和8年10月下旬予定
市議会による指定管理者の議決	令和8年12月下旬予定

2. 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません。）。
- イ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

(2) グループ応募について

- ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。
- イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。
- ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。
- オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までには、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

(3) 市長が定める要件（市の施策に整合する取組実績等）

募集要項別紙 14「応募書類」の提出日において、応募団体が次の項目に該当する

場合は、審査において、募集要項別紙 15「選定基準」に定める配点（3 点）を上限として項目ごとに 1 点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 8 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を 1 人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 （＊）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条による認定を受けている場合
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に規定する高齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第 2 号の継続雇用制度は対象外）
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）
7	ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES（ステップ 2 以上）の登録又はエコステージ（ステージ 2 以上）の認証のいずれかを受けている場合

（4）市長が定める要件（施設の適正な管理運営実績）

現指定管理者（共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。）が応募（グループ応募を含む。）する場合で、現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で不祥事案が発生したときは、配点（－3 点）を上限として不祥事案 1 件につき 3 点を減点します。

減点の対象とする不祥事案は、当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理

者による信用失墜行為を受けて団体内で減給（報酬減額を含む。）以上の処分が行われたものに限ります。なお、管理業務に関わりのない事案（私生活上の非違行為など）は、含まれません。

3. 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用に当たっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手續をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴

力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

5. 応募手順

- (1) 公募の期間

令和8年7月23日（木）から市ホームページにおいて公表を行います。

- (2) 図面の公開

令和8年7月27日（月）から8月10日（月）までの間、後述のエに示すビッグバンの図面を公開します。閲覧を希望する場合は、閲覧希望日の2営業日前の17時までに「図面閲覧申込書」（募集要項別紙14の様式1-3）に必要事項を記載の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に送付してください。なお、メールタイトルは「堺市立ビッグバン指定管理者 図面閲覧申込（会社名）」と明記してください。送付後に必ず送付された旨の電話連絡をお願いします。また、先約等により、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

ア 申込先

堺市泉北ニューデザイン推進室

電子メールアドレス：sennisui@city.sakai.lg.jp

電話番号：072-228-7530（直通）

イ 公開場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 高層館16階北側 泉北ニューデザイン推進室

【交通案内】南海電鉄高野線堺東駅から約200メートル

※駐車場は有料です。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

ウ 公開期間

日程：令和8年7月27日（月）から8月10日（月）の間の平日

時間：①10時～12時 ②12時45分～14時45分 ③15時～17時 計3枠

エ 公開図面

- ・完成図書（ソフト）1～4 階
- ・基本設計図面（ソフト）4 階展示改修エリア
- ・工事図面（ハード） 新築工事
- ・工事図面（ハード） 交流広場整備工事
- ・工事図面（ハード） 電気設備工事

※この他に新たに図面を公開する場合は、ホームページにてお知らせします。

オ その他

- ・閲覧申込は公開期間中何度でも可能ですが、公平性を期するため、1 団体に付き 1 日 1 枠までとします。
- ・図面は撮影可能です。また、コピーを希望する場合は、市職員同行の上、堺市役所本館 1 階市政情報センターに設置しているコピー機をご利用ください。（有料）なお、公開場所に設置のコピー機はご利用いただけませんので、予めご了承ください。
- ・コピーを希望する場合を除き、公開場所外への図面の持ち出しは認めません。
- ・当日、質問は一切受け付けません。質問がある場合は（4）に示す手続きに従って行ってください。

(3) 応募説明会

施設の応募説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できる限りご出席ください。

応募説明会への参加に際しては、令和 8 年 8 月 18 日（火）から 8 月 20 日（木）までに「応募説明会参加申込書」（募集要項別紙 14 の様式 1-1）に必要事項を記入し、電子メールで送付してください。（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）メールのタイトルは「堺市立ビッグバン指定管理者 応募説明会参加申込（会社名）」とすること。

ア 参加申込先

堺市泉北ニューデザイン推進室

電子メールアドレス：sennisui@city.sakai.lg.jp

電話番号：072-228-7530（直通）

イ 開催日時

令和 8 年 8 月 24 日（月）13 時半から 3 時間程度

受付開始は 13 時 15 分から。

ウ 開催場所

堺市立ビッグバン 堺市南区茶山台 1 丁 9-1

【交通案内】 南海泉北線泉ヶ丘駅から南東へ約 200 メートル

※ 駐車場は有料です。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

エ 参加人数

1 団体 3 名までとします。

オ その他

当日、募集要項等は配布しませんので、各自持参してください。

なお、公表している資料以外で応募説明会において配布した資料がある場合は、説明会翌日を目途に、市のホームページにおいて公表します。

また、応募説明会は応募の必須要件としていないこともあり、出席されない方との公平性を期すため、当日の質問は受け付けません。質問がある場合は (4) に示す手続きに従い行ってください。

(4) 質問書の受付

質問がある場合は、令和 8 年 8 月 25 日（火）から 8 月 31 日（月）の 17 時までに質問書（募集要項別紙 14 の様式 1-2）を電子メールにファイルを添付し、下記送付先に送信してください。

なお、メールタイトルは「堺市立ビッグバン指定管理者 質問書の提出（会社名）」と明記してください。（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）電話、来訪など口頭による質問は受付いたしません。

質問書に対する回答は、令和 8 年 9 月 8 日（火）を目途に市ホームページにおいて公表を行います。

なお、質問書を提出した団体等の質問意図等の確認や、募集要項等の解釈の明確化を図ることを目的として、質問書の受付に合わせて、個別ヒアリングを実施する場合があります。個別ヒアリングを実施する場合には、その開催情報等を別途通知します。

【質問書送付先】

堺市泉北ニューデザイン推進室

電子メールアドレス：sennisui@city.sakai.lg.jp

電話番号：072-228-7530（直通）

(5) 応募書類の受付

堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書（募集要項別紙 14 の様式 2）及び必要書類を添えて持参又は郵送により提出してください。

ア 提出場所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市泉北ニューデザイン推進室（高層館 16 階）

TEL：072-228-7530 FAX：072-228-6824

イ 提出期間及び提出方法

令和 8 年 9 月 10 日（木）から 9 月 24 日（木）の 9 時～17 時まで（ただし、土曜日曜祝日を除く。）

郵送で提出する場合は、配達記録が残る方法により、提出期限までに必着とします。なお、提出期限までに必要な書類（V 提出書類に関する事項を参照）を提

出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、提出期限を経過した後は、受け付けいたしません。

V. 提出書類に関する事項

1. 書類の作成

ビッグバンは、前述のとおり、こどもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等によるこどもの健全な育成に関する活動を支援することを目的として設置されている施設です。

指定管理者事業計画書（企画提案書）の作成に当たっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

2. 書類の提出

応募に当たっては、下記の(1)から(27)について、正本1部、副本6部及び電子データ形式（CD-R 1枚）を提出してください。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理（正本のみ）をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

- (1) 堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書（募集要項別紙14の様式2）
…グループ応募の場合は、グループとして作成してください。
- (2) 団体概要（募集要項別紙14の様式3-1）、役員名簿（募集要項別紙14の様式3-2）
- (3) グループ構成書（募集要項別紙14の様式4-1）
…グループ応募の場合に提出してください。
- (4) グループ協定書兼委任状（募集要項別紙14の様式4-2）
…グループ応募の場合に提出してください。
- (5) 指定管理者事業計画書（企画提案書）（募集要項別紙14の様式5-1-1～様式5-7-4）
 - ・管理の基本方針
 - ・平等利用・安全の確保
 - ・安定的な経営資源
 - ・財務規模、組織状況
 - ・事業実績
 - ・利用者・利用者ニーズの把握
 - ・個人情報の保護、情報公開の考え方

- ・人権尊重の考え方
 - ・障害者等への考え方
 - ・広聴・モニタリング計画
 - ・休館日、開館時間の考え方
 - ・利用料金の考え方
 - ・人員配置、人材育成の考え方、研修計画
 - ・苦情対応の考え方
 - ・非常時対策
 - ・目標設定の考え方、目標達成の方策
 - ・集客及び広報・プロモーション
 - ・企画展示・イベント等
 - ・子育て支援業務
 - ・屋外施設等との一体活用
 - ・科学・宇宙・自然等をテーマとした教育
 - ・年長児童（中学生・高校生）の居場所提供
 - ・自主事業の実施計画
 - ・経費削減の考え方・方法
 - ・収支計画
 - ・指定管理料の提案
 - ・市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）
- (6) 指定管理業務に関する収支計画書（募集要項別紙 14 の様式 5-8-1）、収支計画書積算内訳書（募集要項別紙 14 の様式 5-8-2）
 - (7) 自主事業計画書（募集要項別紙 14 の様式 5-9-1）、自主事業収支計画書（募集要項別紙 14 の様式 5-9-2）、自主事業収支計画書積算内訳書（募集要項別紙 14 の様式 5-9-3）
 - (8) 障害者雇用等確認書（募集要項別紙 14 の様式 6）
 - (9) 不祥事案確認書（募集要項別紙 14 の様式 7）※
 - (10) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（募集要項別紙 14 の様式 8）
 - (11) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - (12) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - (13) 堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - (14) 令和 5 年度から令和 7 年度の事業報告書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - (15) 令和 5 年度から令和 7 年度の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）

- (16) 令和 5 年度から令和 7 年度の貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）
- (17) 法人の印鑑証明書
- (18) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）
- (19) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
 法人の場合 … 法人の「納税証明書その 3 の 3」（法人税、消費税、地方消費税）
 法人以外の場合 … 団体の代表者の「納税証明書その 3 の 2」（申告所得税、消費税、地方消費税）
- (20) 市税の納税確認の同意書（募集要項別紙 14 の様式 9）…応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から 1 部ずつ提出してください（複写の提出の必要はありません。）。
- (21) 令和 8 年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (22) 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (23) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (24) 青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (25) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 …65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
- (26) ISO14001 登録証、エコアクション 21 認証・登録証、KES 登録証又はエコステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。
- (27) 賃金スライド制度の対象となる人件費に関する提案書

※ (9)については当該施設の現指定管理者（共同企業体にあっては、各構成団体。以下同じ。）が応募（グループ応募を含む。）する場合に提出してください。

(12)、(17)、(19)については提出日において発行から 3 か月以内のものとします。

(14)、(15)、(16)については団体の設立から 3 年以上経過していない場合は、設立年度から令和 7 年度までのものとします。

また、グループ応募の場合、(2)及び(8)～(26)については、構成団体ごとに提出願います。なお、提出書類は A4 判を原則とします。事業計画書（1）～（7）については A3 も可としますが、A4 判に折り込んでください。

VI. 選定及び指定に関する事項

1. 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、ビッグバン条例第 16 条第 3 項に規定する指定の要件を基本として、募集要項別紙 6 の選定基準に基づき、堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査の総合評価方式により、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定し、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定します。
面接審査の日程等は、後日お知らせします。
- (3) 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ指定管理者の候補者を決定します。
- (4) 選定後から基本協定の締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合等は、次点の候補者を指定管理者の候補者とします。
- (5) 面接審査では応募者によるプレゼンテーションを実施することを予定しています。
- (6) 審査の結果、提案点の最終得点とその満点の 60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとします。
- (7) 応募団体が 1 団体の場合も、上記審査により適当と認められた場合に候補者として選定します。

2. 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、令和 8 年 10 月下旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表します。

3. 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会（令和 8 年 12 月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、当該候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

4. 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、ビッグバンの管理業務

に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、指定管理料の支出等に関する事項について定める「支払協定」があります。基本協定の内容（予定）は募集要項別紙 16 のとおり、支払協定の内容（予定）は募集要項別紙 8 のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

VII. その他

1. 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。
- (3) 応募 1 団体につき、提案は 1 件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 応募書類は市の公文書として取り扱われます（原則として情報公開の対象となります。）。。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用することがあります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (10) ビッグバンの管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2. 添付資料

- 別紙 1-1 IZUMIGAOKA Next Design（概要版）
- 別紙 1-2 IZUMIGAOKA Next Design（本編）
- 別紙 2-1 SENBOKU New Design（概要版）
- 別紙 2-2 SENBOKU New Design（本編）
- 別紙 3-1 ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（概要版）
- 別紙 3-2 ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（本編）
- 別紙 4 堺市立ビッグバン指定管理者業務仕様書
- 別紙 5 堺市立ビッグバン条例
- 別紙 6 堺市立ビッグバン条例施行規則
- 別紙 7 施設の改修工事 概要資料

別紙 8 堺市立ビッグバン指定管理者協定書（案）〈支払協定書〉
別紙 9 堺市立ビッグバンの利用料金の減免等に関する基準（案）
別紙 10 堺市情報公開条例
別紙 11-1 堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
別紙 11-2 指定管理者の情報公開モデル規程（本文）
別紙 11-3 指定管理者の情報公開モデル規程（様式）
別紙 12 堺市立ビッグバンリスク分担表（案）
別紙 13 堺市立ビッグバン再委託可能業務一覧
別紙 14 堺市立ビッグバン指定管理者応募書類一式
別紙 15 堺市立ビッグバン指定管理者選定基準
別紙 16 堺市立ビッグバン指定管理者協定書（案）〈基本協定書〉